

うるま市障がい者プラン

第4次うるま市障害者計画・第7期うるま市障害福祉計画

第3期うるま市障害児福祉計画



基本理念

『一人ひとりの自分らしくをともに支える』
～思いやりでつながる共生のまち・うるま～

障がい者が、地域で自分らしく生活していくための支援とともに、障がい者も社会の一員として支え、支えられる両面を持つという意識の高揚が大切です。

また、地域の一人ひとりが障がい者個人の尊厳を重んじ、差別なく手をさしのべられる思いやりが何気なく広がっていくような共生のまちづくりを、着実に歩んでいきます。



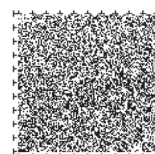
令和6年3月 うるま市

○ 概要版では音声コードを印刷しています

当概要版では、視覚障害等のある人のため、各ページの下部に音声コード(Uni-Voice)を印刷しています。このコードには文字情報が組み込まれており、専用の読取機やスマートフォン用アプリを使用することで音声に変換し、文書内容を読み上げるものです。丸い切込みは、このコードが印刷されている場所を示しています。

Uni-Voice(ユニボイス)アプリには一般の人向けの Uni-Voice アプリと、視覚に障害がある人向けの Uni-Voice Blind アプリがあります。

App Store および Google Play ストアから無料でダウンロードできます。



音声コード(Uni-Voice)

はじめに

「うるま市障がい者プラン」では、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定しています。

うるま市障がい者プラン

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
うるま市障害者計画	第4次					
うるま市障害福祉計画	第7期			改定	第8期	
うるま市障害児福祉計画	第3期			改定	第4期	

- **障害者計画**：障がい者の日常生活及び社会生活全体に係る支援策を掲げ、総合的に障がい者の地域生活支援を図ります。
- **障害福祉計画**：障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の数値目標の設定と、目標達成に向けた取り組みを定めています。
- **障害児福祉計画**：障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための見込量や対策を定めています。

基本目標

計画の理念「『一人ひとりの自分らしくをともに支える』～思いやりでつながる共生のまち・うるま～」を実現するため、本計画では、4つの基本目標を掲げ、障害のある人もない人も、共に支え合いながら一人ひとりの「自分らしく」が達成できるように、共生社会の環境づくりを図ります。

基本目標 I. 相談支援体制の強化と障害福祉サービスの充実

- ・障がい者の自己選択、自己決定を促進するために相談支援体制を強化します。
- ・障害の特性などに対応できる多様なサービスの提供を行います。

基本目標 II. 障がい者の自立支援と活躍(社会参加)の推進

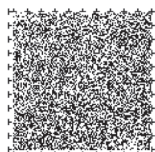
- ・障がい者が、働き続けるための多様な就労支援を行っていきます。
- ・障がい者の自立や社会参加の促進を図るための環境整備を行います。

基本目標 III. 安心できる地域環境づくりの推進

- ・障がい者に対する差別解消に取り組めます。
- ・移動・交通、住まい、バリアフリーなど、やさしい地域環境づくりを推進します。
- ・障害の特性に配慮した情報発信、防犯・防災対策を行います。

基本目標 IV. 障がい児及び配慮を要する子への取組の充実

- ・特別支援教育やインクルーシブ教育を推進します。
- ・障がい児等への相談支援、福祉サービスの充実、切れ目のない支援体制を推進します。
- ・発達支援、医療的ケア児支援、重度障がい児への支援について強化を図ります。
- ・障がい児の子育て支援の利用促進や受け入れ体制強化の取組を行います。



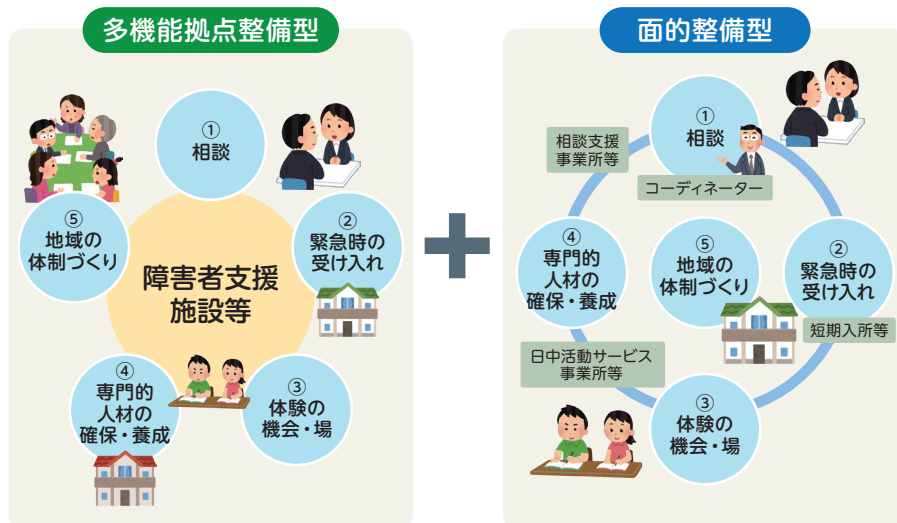
重点的な取り組み

(1) 地域生活支援拠点の整備による 安心できる地域環境づくり

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

本市では、「多機能整備型」が1箇所整備されていますが、加えて障がい者の生活を地域全体で支える「面的整備型」の支援体制を構築していきます。また、緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握や登録、緊急時の相談・対応、地域の体制づくり等の役割を持ったコーディネーターの拡充を検討していきます。

本市の地域生活支援拠点の整備イメージ

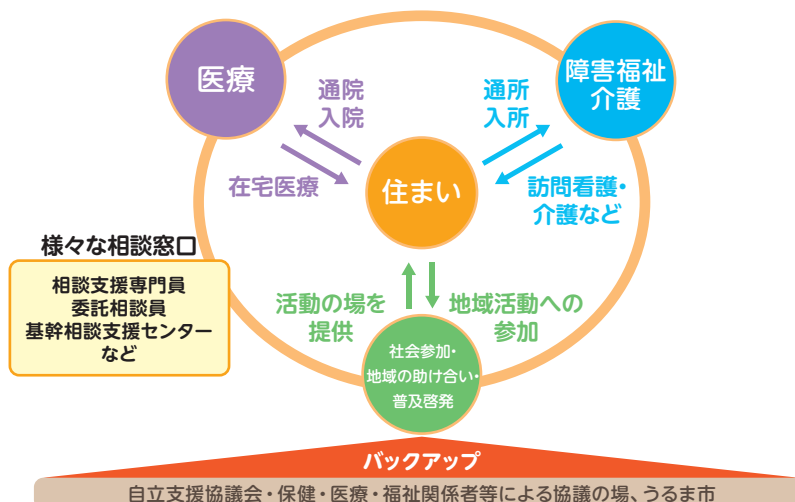


(2) 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

障がい者が地域の中で安心して自分らしい暮らしをするためには、障がい者本人の意思及び一人ひとりの特性に応じた「支援」や「社会参加」が重要となります。

本市において行政、基幹相談支援センター、自立支援協議会等、保健・福祉・医療関係者が一体となりながら、障がい者一人ひとりを支援する体制の構築を進めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ

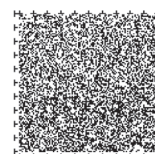


(3) 障がい児支援体制の構築

本市では、障がい児への専門的な相談やケア体制の構築のため、「うるま こどもステーション」の整備と合わせて、令和4年度に設置した「児童発達支援センター」を地域の中核として、当事者、保護者及び支援者へのサポートも展開できる体制の構築を図ります。また、親子通園事業等の各種事業の実施や医療機関等の関係機関が連携した児童発達支援の体制づくりを推進しています。

また、同センターと市内障害児通所支援事業所や教育・保育機関等との連携を図る体制づくりに努めます。

本市の障がい児支援体制の構築のイメージ



◆ 各基本目標における今後の施策

【基本目標Ⅰ】 相談支援体制の強化と障害福祉サービスの充実

施策分野 1.

地域での生活の支援

(1) 意思決定支援の推進

- 意思決定支援の推進

(2) 相談支援体制の構築

- 相談支援の充実
- サービス等利用計画に基づくケアマネジメントの推進

(3) 地域移行支援の充実

- グループホームの充足と利用促進
- 地域移行支援、地域定着支援の充実、利用促進
- 居住サポート体制の構築

(4) 地域生活支援拠点の取組の推進

- 地域生活支援拠点の取組の推進

施策分野 2.

サービス提供体制の充実

(1) 障害福祉サービスの質の確保

- 訪問系サービス、日中活動系サービスの充実
- 居住系サービスの充実

(2) 地域での暮らしを支える支援の充実

- 地域生活支援事業の推進
- 補装具の給付
- 市の単独事業の実施

(3) 障害福祉を支える人材の確保

- 専門職の確保
- 障害福祉サービス等に従事する人材の確保、育成の支援

施策分野 3.

保健・医療の推進

(1) 障害の原因となる疾病等の予防

- 生活習慣病の予防及び重症化予防
- 妊娠期の健康管理の充実
- 乳幼児期における障害の早期発見及び早期支援の充実
- 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

(2) 精神保健対策の充実

- 精神保健相談、訪問指導の充実
- 精神保健に関する啓発活動の推進
- 発達障害等に関する情報共有機会の確保及び支援体制の構築
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備

(3) 難病患者等への支援

- 難病患者等への支援の充実



メモ

1

合理的配慮とは…

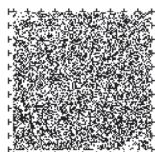
障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など。

メモ

2

情報アクセシビリティとは…

情報が受け取りやすく、利用しやすさを表す言葉。アクセシビリティ(accessibility)は、近づきやすさ、利用しやすさ、便利であることなどと訳されます。



【基本目標Ⅱ】 障がい者の自立支援と活躍(社会参加)の推進

施策分野 4.

雇用・就業の支援、手当等の支給

(1)総合的な就労支援

- 就労支援のための連携強化
- 就労に向けての就労支援サービスの推進
- 障害者就労施設等の物品等の優先購入推進
- 障がい児へのキャリア教育の推進

(2)障がい者雇用の促進

- 市における障がい者雇用の推進
- 障がい者雇用の呼びかけと障害者雇用率制度の啓発
- 雇用の場における障害の理解や人権擁護の推進

(3)福祉的就労の底上げ

- 福祉的就労の底上げ

(4)手当の支給、医療費の助成の実施

- 各種手当の支給
- 医療費等助成制度

施策分野 5.

地域での活動の充実

(1)文化芸術活動の促進

- 障がい者の文化芸術活動の充実

(2)スポーツ・レクリエーション活動の促進

- 障がい者のレクリエーション活動の振興
- 障がい者のスポーツ活動の振興
- 市内公共施設の利用促進

(3)生涯を通じた多様な学習活動の充実

- 生涯学習の振興

(4)障がい者等の活動支援

- 障がい者関係団体の活動支援
- 障がい児(者)等の家族や発達に障害のある当事者等
交流促進
- ピア活動への支援の推進
- 障がい者によるボランティア活動の促進

【基本目標Ⅲ】 安心できる地域環境づくりの推進

施策分野 6.

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1)権利擁護の推進、虐待の防止

- 障がい者の権利擁護
- 成年後見制度の利用促進と支援の充実
- 権利擁護及び虐待の防止に関する普及・啓発
- 障がい者虐待に関する相談支援体制の整備
- 虐待の防止や早期対応の充実、障がい者虐待に対する支援体制の充実

(2)障害を理由とする差別の解消

- 差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発
- 市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進

(3)障害の理解・啓発の推進

- 障害の理解についての啓発活動の推進
- イベントや講演会等における周知広報の充実
- 地域における福祉活動の推進

施策分野 7.

安全安心な生活環境の整備

(1)住宅の確保

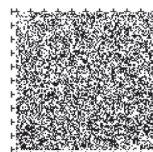
- グループホームの整備、利用促進(再掲)
- 居住サポート体制の構築(再掲)
- 障がい者の公営住宅への入居の優遇
- 障がい者にも優しい市営住宅の整備

(2)移動しやすい環境の整備等

- 快適な歩行空間の整備
- 交通安全対策の推進

(3)障がい者に配慮したまちづくりの推進

- 公共建築物のバリアフリー化の推進
- 多くの方が利用する民間建築物のバリアフリー化の
促進
- 障がい者用駐車スペースの
適正利用促進
- 障がい者等が利用しやすい
公園の整備



施策分野 8.

情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

(1) 情報アクセシビリティの向上

- 障がい者に配慮した情報提供の充実

(2) 情報提供の充実

- 情報提供の充実

(3) 意思疎通支援の充実

- 意思疎通支援の充実
- 情報や意思疎通を支援する機器の給付等

(4) 行政情報のアクセシビリティ向上

- ホームページ等の利用しやすさへの配慮

施策分野 9.

防災、防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

- 防災対策の充実
- 避難所の確保
- 災害発生時の障がい者への情報伝達の強化
- 避難行動要支援者の支援体制の充実

(2) 防犯対策の推進

- 防犯対策の充実

(3) 消費者トラブルの防止

- 消費者トラブルに関する情報提供
- 消費者相談の充実

【基本目標Ⅳ】 障がい児及び配慮を要する子への取組の充実

施策分野 10.

教育の振興

(1) 特別支援教育の充実

- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
- 特別支援教育の充実
- 校内支援体制の整備
- 障がい児が十分に教育を受けられるための合理的配慮
- 教育支援体制の充実

(2) 学校施設のバリアフリー

- 学校施設のバリアフリー化の推進

(3) 福祉教育の推進

- 人権教育の充実
- 幼児・児童生徒への福祉教育の推進

施策分野 11.

障がい児や配慮を要する子への支援充実

(1) 障害児福祉サービスの提供体制の充実

- 障害児通所支援をはじめとしたサービス提供の充実
- 重度の障がい児への支援

(2) 相談支援・療育体制の強化

- 医療的ケアを必要とする障がい児への支援
- 児童発達支援センターの機能強化
- 障がい児の発達支援体制の強化
- 親子通園の実施
- 認可外保育施設も含めた教育・保育施設等への巡回相談の充実
- ペアレントトレーニング

(3) 障がい児への子ども・子育て支援等の提供体制の充実

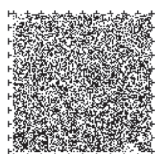
- 幼児期の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業等の整備や利用促進
- 個別支援保育の充実
- 放課後児童対策の充実

メモ

3

インクルーシブ教育とは・・・

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図ること。



メモ

4

児童発達支援センターとは・・・

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

◆ 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

★福祉施設の入所者の地域生活への移行

主な目標

福祉施設の入所者の
地域移行数

令和8年度末までに、令和5年3月31日時点の全施設入所者数198人の4.0%にあたる8人の地域生活移行を目指します。

主な取組

- ・居住サービスである「グループホーム」の整備を推進するため、事業所指定を行う県に対する意見の申し出等を行っていきます。
- ・重度障害、身体や知的の障がい者のためのグループホームの設置に向けて取り組みを検討します。
- ・地域移行支援及び地域定着支援事業、自立生活援助などの相談支援の強化を行います。

★福祉施設(就労系サービス利用)から一般就労への移行

主な目標

①一般就労への
移行者数

令和3年度の年間実績(7人)の2.14倍にあたる15人の移行を目指します。

主な目標

②就労移行支援
の利用者

令和3年度の年間実績(5人)の1.4倍にあたる7人の移行を目指します。

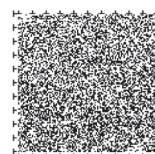
主な取組

- ・障がい者の就労課題や就労・雇用促進に関する課題やニーズを把握し、関係機関等と協働で、障がい者の一般就労等に関する支援策を講じます。
- ・つなぎ支援コーディネーターの継続配置により、特別支援高等学校や相談支援専門員、就労移行支援事業所等と連携し、在学中からの就労支援を行います。

★障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

就学前の教育・保育施設や学童クラブにおける、障がい児の受け入れ人数増に向けて取り組みます。

施設等	令和4年度の 実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	98	105	108	112
認定こども園	111	169	174	180
学童クラブ	113	115	120	125
地域型保育事業 (小規模事業所など)	4	4	5	5



地域生活支援事業実施事業一覧

サ ー ビ ス の 名 称			サ ー ビ ス の 内 容
市 町 村 必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業		障がい者等に対する理解を深めるために研修や啓発活動を行います。
	自発的活動支援事業		障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し支援します。
	相談支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業)		相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	成年後見制度利用支援事業		身寄りがないなどの理由で親族等による法定後見の申し立てができない方について親族等に代わって申し立てを行い、申し立てに必要な費用等の一部または全部を助成します。
	意思疎通支援事業		聴覚、音声・言語機能障害など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者の設置、手話通訳者等や要約筆記者の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業		障がい者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具費の支給を行います。
	手話奉仕員養成研修事業		手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する事業です。
	移動支援事業		屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター機能強化事業		創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。
市 町 村 任 意 事 業	日 常 生 活 支 援	訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
		生活訓練等	障がい者の自立した社会生活を促進するため、日常生活を営む上で必要な訓練や指導を行います。
		日中一時支援	障がい児(者)に日中活動の場を提供するとともに、介助者等の就労や一時的な休息を図ります。
		地域移行のための安心生活支援	障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援します。
	社 会 参 加 支 援	レクリエーション活動等支援	地域で生活している障がい者に対し、スポーツやレクリエーション活動を実施します。
		芸術文化活動振興	障がい者の芸術文化活動を振興することにより、障がい者等の社会参加を促進します。
		点字・声の広報等発行	視覚障がい者等に点字や声のお便りを配布します。
		奉仕員養成研修	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成します。
地 域 生 活 促 進 事 業	障害者虐待防止対策支援事業		障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のための支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。
	成年後見制度普及啓発事業		成年後見制度の利用を促進することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

うるま市障がい者プラン

令和6年3月

発行・編集 うるま市 障がい福祉課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL.098-973-5452 / FAX.098-973-5103

